

# 学校法人文理学園ハラスメントに関する指針

(2022年4月1日制定)

ハラスメントは、個人の人権を侵害するものであり、絶対にあってはならないものです。学校法人文理学園（以下「学園」という。）は、そのすべての構成員が個人として尊重され、公正で快適な環境の下に、勉学に専念し、課外活動を行い、若しくは職務に従事することができる学園を目指します。

この指針は、「学校法人文理学園ハラスメント防止規程」（令和4年4月1日制定）の実施に際し必要な事項を定めます。

## 1. ハラスメントとは

ハラスメントとは、相手の意に反する不適切な言動（不作為を含む）により相手を不快にさせたり、不利益や損害を与えることによって、学園で学び、働く環境を悪化させることをいいます。以下に3種類のハラスメントについて説明しますが、これらが重なる場合もあり、またこれら以外のハラスメントもあります。

### (1) セクシュアル・ハラスメント

地位及び権限を利用して、相手への利益の提供又は相手が不利にならないための代償として、相手の意に反して性的要求をすること。また、学生生活環境、学校生活環境、教育研究環境、職場環境等を悪化させる性的な言動を行うこと。

### (2) アカデミック・ハラスメント

教育研究上、優位的立場にある者が、その地位及び職権を利用し、相手の意に反した社会通念上不適切な言動を行い、相手の学習意欲、教育研究意欲を低下させること、又は学生生活環境、学校生活環境、教育研究環境を悪化させること。

### (3) パワー・ハラスメント

職務上、優位的立場にある者が、その地位及び権限を利用し、業務上必要かつ相当な範囲を超えて、相手の意に反した社会通念上不適切な言動を行い、相手の就労意欲を低下させること、又は職場環境を悪化させること。

## 2. ハラスメントが発生した場合の対応組織

ハラスメントの加害的立場の者の所属により次のとおり対応する組織を分けています。ただし、外部関係者については、関係する構成員の所属により対応組織を分けています。

対応表（1は学園対応、2は大学対応、3は付属学校対応）

加害者の立場 \ 被害者の立場	大学教職員・ 院生・大学生	付属学校教職員 ・学生生徒	法人本部 事務職員	外部 関係者
大学教職員・院生・大学生	2	3	1	2
付属学校教職員・学生生徒	2	3	1	3
法人本部事務職員	2	3	1	1
外部関係者	2	3	1	-

### 3. ハラスメントへの対応

ハラスメントの問題に対して迅速かつ適切な問題解決にあたるため各組織において以下の対応をします。また、緊急性が高い場合には、別途、緊急対応をします。

#### (1) 相談員

各組織においてハラスメントに関する相談員が相談に応じます。

- ① 相談の申込みは、相談員に直接来訪するか、メールでも受け付けます。
- ② 相談員は、相談者のプライバシーを守ります。
- ③ 相談員は、相談者の悩みを親身に聴き、相談者がどうしたいのかを決めるための援助をします。
- ④ 相談員は、問題解決に必要な情報を提供します。
- ⑤ 相談員は、第三者経由で相談があった場合、本人に問題解決に必要な情報を提供します。

#### (2) 問題を解決するための方法

ハラスメントに関する問題を解決するには、次の3つの方法があります。

どの方法をとるかは相談者本人が決定します。相談員の説明をよく聞いて納得できるまで充分話し合います。

##### (イ) 相談

相談者から事情を聴取し、解決のための手順及び手続等について助言をしながら問題の解決を図る方法です。

##### (ロ) 意見通知

相談によって問題を解決できないときに相手方に苦情内容を通知することにより解決を図る方法です。

##### (ハ) 調停

防止委員長から指名された調停員が相互の話し合いの場を設け又は相互の主張の仲立ちを行い、問題解決を図る方法です。

調停により合意したときは、相談者、相手方及び調停員で合意内容を文書で確認します。

#### (3) 緊急対応・緊急措置

- ① 相談員は、事態が重大で緊急性が高いと判断した場合には、できる限り相談者の意思を尊重したうえで、速やかに委員長に報告します。
- ② 委員長は、直ちに関係部署と協議して対応策を決めます。
- ③ 相談者が申立手続き中に、相手方から報復行為や嫌がらせなどの二次被害を受けた場合には、相談者の安全を確保するため、緊急措置をとります。

### 4. 本学園がとるべき措置等

- ① 相談をしたことや苦情又は救済の申立をしたことにより、二次被害を受けることのないよう努めます。
- ② 相談をしたことや苦情若しくは救済の申立をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いはい行いません。
- ③ ハラスメント防止委員会は、就労上及び修学上の環境改善を行うことが必要であると認めた場合、必要な措置を講じるよう、学園は理事長、大学は学長、高校及び専門学校は校長に要請します。
- ④ ハラスメント防止委員会は、処分の検討が必要であると認めた場合、その手続きの開始を、職員については理事長、学生及び生徒については各機関の該当する委員会に要請します。
- ⑤ 嫌がらせや妨害、報復等の言動を行うことを厳しく禁じます。もし報復行為がな

された場合には、各機関において直ちに必要な措置をとります。

- ⑥ ハラスメントの相談、苦情申立、救済申立、事情聴取等に際して虚偽の申立てや証言をした者は、就業規則、学則又は校則により処分されます。

## 5. 守秘義務

ハラスメントに関する相談・苦情処理に関わる者は、任期中、退任後及び退職後に拘わらず、守秘義務を負います。

## 6. 指針の見直し

本指針は、必要が生じた場合、学園のハラスメント防止委員会においてその都度見直しを行います。